

DISCLOSURE 2014

とうしんの現況 2014年
ディスクロージャー

HIGASHIYAMAGUCHI SHINKIN BANK



経営理念等

●経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興及び地域住民の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献します。

●経営方針

- 一、健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- 一、信用金庫の独自性を發揮します。
- 一、人材を育成・活用し、新たな経営課題に挑戦します。
- 一、信頼され、愛される信用金庫を目指します。
- 一、協調と融和を旨とし、生き生きとした魅力ある職場を実現します。

●行動指針

- 一、誠意と真心をもって接します。
- 一、熱意と情熱をもってやりぬきます。
- 一、創意と工夫をもって取り組みます。

CONTENTS

あいさつ	1
総代会制度について	4
組織／役員	6
店舗一覧	7
信用金庫の沿革	8
事業概況	9
法令等遵守の体制	10
リスク管理の体制	12
地域貢献	23
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	24
資料編目次	26
開示項目一覧	51

当金庫の概要（平成26年3月末現在）

設立	平成3年4月1日
出資金	8億1千4百万円
会員数	21,635名
役員数	274名
店舗数	28店舗
営業区域	山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない。）、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡
本店所在地	山口県防府市天神一丁目12番18号

「新生・東山口信用金庫」のシンボルマーク



港を中心に栄えた町のイメージと東山口の「ひ」を重ねてシンボル化し、「信頼の港」「交流の輪」「お客様とひとつになって未来へ広がる金庫」を表現しました。
メインカラーは、暖かなオレンジと元気で力強く活力を感じさせる赤で、東から上る太陽の活力と人との温かいふれあいを表現しています。また、サブカラーは海のブルーと大地のグリーンをイメージし、環境活動に積極的に貢献していく当金庫の志を表現しています。



ごあいさつ

皆様方には、平素より東山口信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。今年度も、当金庫の経営方針や現状並びに地域の皆様とのかかわりなどを理解していただきたため、ディスクロージャー誌<うしんの現況>を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年の我が国の経済は、デフレからの脱却と経済再生をめざすアベノミクスの推進により、大手企業を中心に景気の回復傾向が強まりました。年度後半には消費税引き上げ前の駆け込み需要が加わったこともあり、景気は穏やかに回復しました。

足元では消費税引き上げの影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善や個人消費の底堅い推移等により、基調的には景気が引き続き穏やかに回復を続けていくものと思われ、地方においてもアベノミクス推進効果や、中小企業向け経済対策の波及が期待されております。

このような経済環境の中、平成25年度は新生・東山口信用金庫として合併2年目を迎える、新しい金庫にふさわしい内部管理態勢の構築に取組むとともに、預金・融資の増強や役務取引収益の向上、資金運用の適切化をすすめ、併せて経費の抑制を図る等、収益面を重視した施策に取組んでまいりました。

その結果、業務面では預金の期末残高が2,073億円、貸出金残高は928億円となりました。収益面においては、経常利益が398百万円、当期純利益は362百万円を計上することができました。また、企業の健全性を示す自己資本比率は10.81%（前年比0.86ポイント上昇）となりました。

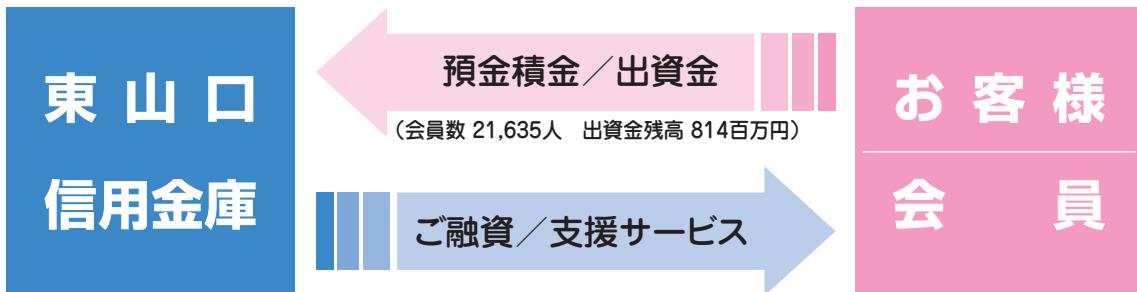
平成26年度は中期経営計画の最終年度でもあり、一段とスピード感を増して合併効果を発揮し、内部管理態勢の構築による健全性の向上と収益力の強化に努め、より質の高い金融サービスの提供により、強固な経営基盤の確立に取り組んでまいります。

また、真に地域に必要とされる信用金庫として地域社会との信頼関係を一層深め、地域における使命共同体の中核として持続的発展が可能な地域社会づくりに引き続き積極的に貢献してまいります。

役職員においても、お客様からの信頼と信用に応えられる信用金庫人として、社会的使命を果たしていく所存でございますので、これからも、「東山口信用金庫」に尚一層のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成26年7月

理事長 嶋本 博

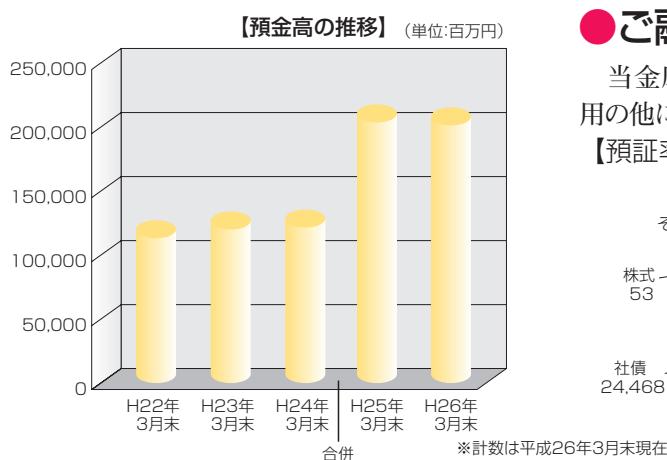


●当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない。）・防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の県中部・東部を事業区域として地元の中小企業者と住民の皆さんのが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や暮らしの繁栄のお手伝いとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、地域経済の金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、これからも広く地域社会の活性化に貢献する〈とうしん〉として皆様とともに歩んでまいります。

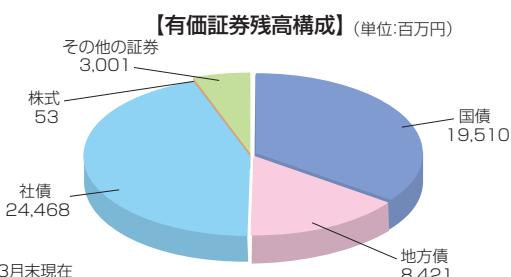
●お客様の預金について

当金庫の平成26年3月末の預金積金の残高は2,073億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全・確実に、気軽にご利用いただけるよう、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。詳細につきましては、本誌の45頁をご覧ください。



●ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。
【預証率26.74%】



当金庫の営業エリアは山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない。）・防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした地域となっております。店舗、体制等の詳細につきましては本誌の6～7頁をご覧ください。

●決算について

26年3月期の決算は、業務純益は前期比89百万増加し327百万円計上いたしました。経常利益は長期金利の低下による貸出金利息収入の減少等があったものの、余裕資金の効率的な運用に取組んだことから、前年度比111百万円増加の398百万円を計上することができました。

自己資本比率は前年度比0.86ポイント上昇し10.81%と、健全とされる国内基準4%を上回っており、地域の皆様にご安心いただける健全性を確保しております。

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫の平成26年3月末の貸出金の残高は928億円です。

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域内の中小企業者の方に設備資金189億円、運転資金335億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローン215億円、消費者ローン49億円をご融資しております。

当金庫で取扱っている融資商品につきましては、本誌の46頁をご覧下さい。

●「中小企業金融円滑化法」期限到来後のお客様への対応

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限到来となりましたが、お客様への対応はこれまでと同様変わらず、下記の通り対応してまいります。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと変わらず引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合は、これまでと同様、お客様が抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、お客様から貸付条件の変更の申し出があった場合は、他の金融機関と連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
4. 当金庫は、貸付条件の変更等の相談業務を迅速かつ円滑に遂行するため、下記のとおり相談窓口を設置しております。

①各営業店 金融円滑化対応相談窓口 ②本部 融資部 フリーダイヤル 0120-551-783

●経営者保証の課題解決への取組について

当金庫では、平成26年2月1日より経営者保証契約時の対応、既存の保証契約の適切な見直し、保証債務の整理につきまして「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応するよう取組んでおります。

●取引先への支援等（地域との繋がり）

当金庫では、取引先企業との日常的・継続的な取引において、経営の課題解決、目標達成のため、コンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる態勢を整備しております。加えて「山口県しんきん合同ビジネスフェア」の開催を通してビジネスマッチングの場を提供するなど、企業のライフサイクルに沿った支援・サポートに取組んでおります。

また、金融の提供だけでなく、文化、環境、教育の分野も視野に入れた地域貢献活動にも積極的に取組んでおります。

詳しくは23ページの地域貢献及び24ページ、25ページの中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を参照して下さい。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、会員の数がたいへん多く総会の開催は事实上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
 - (2) 総代の定数は100人以上160人以内です。
 - (3) 平成26年6月末現在における総代数は124名です。
- 注) 総代の欠員を生じたときにおいても選任区域の総代の定数の2分の1に満たない時は次の改選期まで補充を行わない。

区域	地 区	総代定数	総代数	総代選考委員
第1区	山口市 府府市	90名	76名	3名
第2区	周南市	28名	22名	3名
第3区	下松市 光市	17名	13名	3名
第4区	柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	15名	13名	3名
合 計		150名	124名	12名

2. 総代の選任方法

- (1) 理事会の議決により会員のうちから総代選考委員を委嘱し、氏名を掲示する。
- (2) 総代選考委員は、総代選任の必要性が生じたときは、総代候補者を選考し、掲示する。
- (3) 掲示された総代候補者に対して会員から異議の申立が3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱し、氏名を掲示する。

3. 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員であること
- (2) 選考基準
 - ①総代の定年は原則として80歳とする。
 - ②総代としてふさわしい見識を有している者。
 - ③良識を持って正しい判断が出来る者。
 - ④人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者。
 - ⑤その他、総代選考委員が適格と認めた者。

4. 第24期通常総代会の決議事項

平成26年6月17日に開催されました第24期通常総代会で次の事項が付議され、原案通り承認されました。

○報告事項

第23期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○決議事項

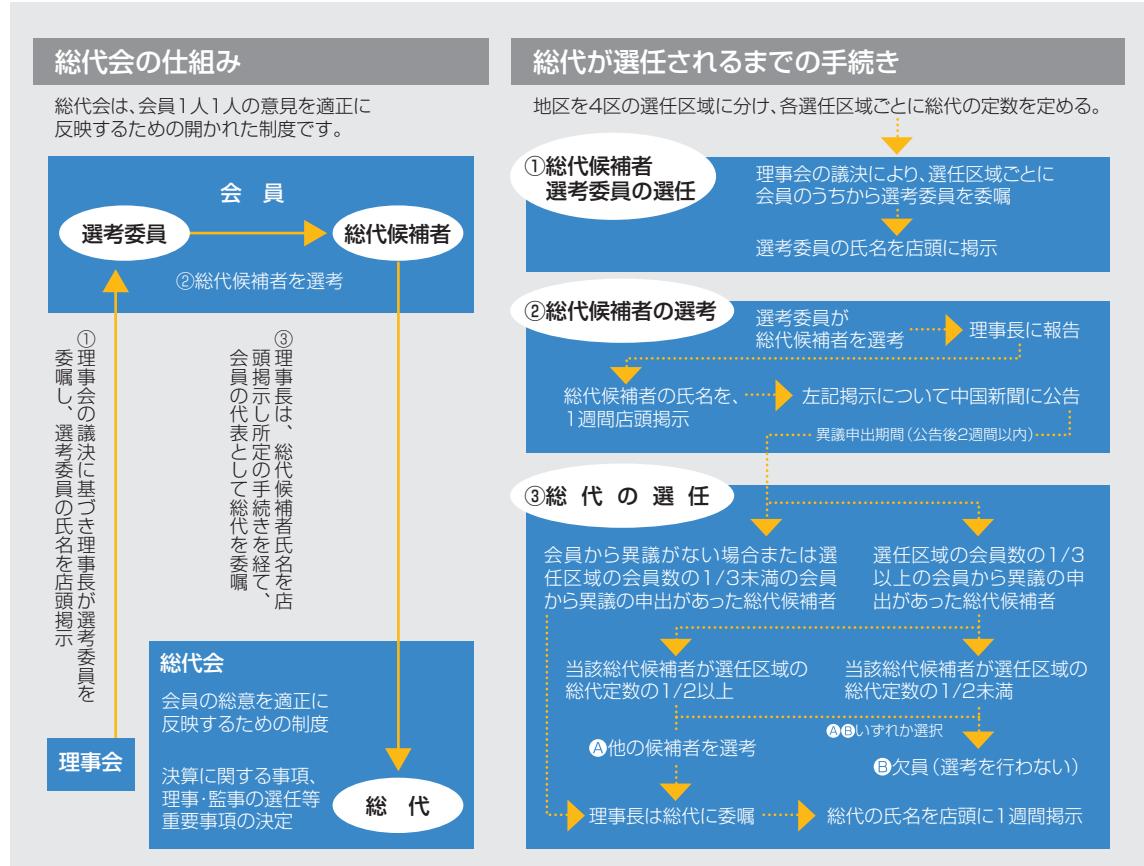
- 第一号議案 剰余金処分案承認の件
- 第二号議案 定款一部変更の件
(店舗名の変更及び移転)
- 第三号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第四号議案 理事任期満了につき選任の件
- 第五号議案 退任理事に対し退職慰労金支給の件

5. 総代の氏名等

平成26年6月末現在（アイウエオ順、敬称略）

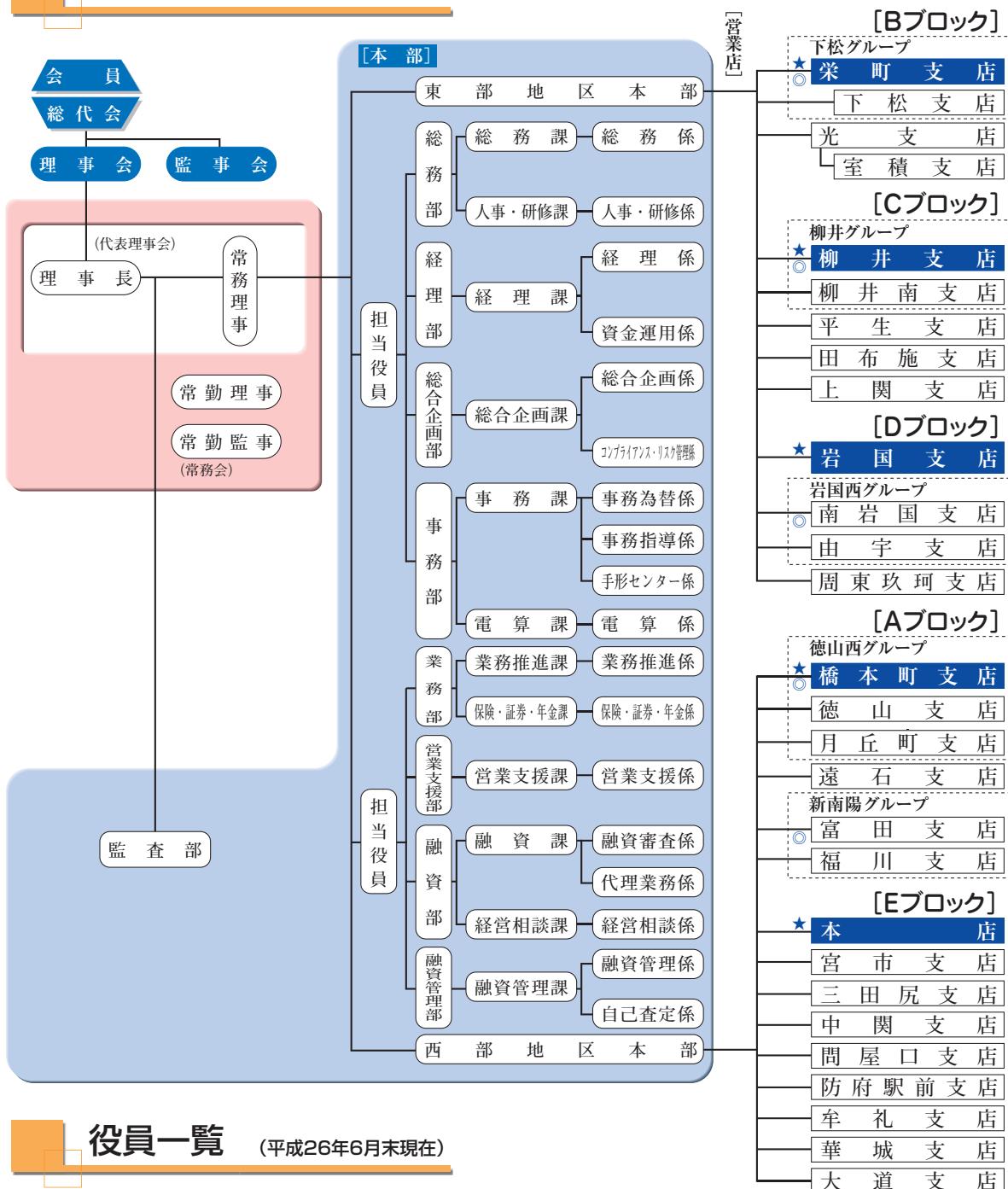
選任区域	人数	氏名															
第1区 山口市 防府市	76	梶山 哲治	阿部 次男	石川 正男	石田 二郎	伊藤 均	上野 雅也	内山 崇	梅田 和夫	大田 健二郎	大浜 博正	岡本 健一郎	梶山 實	金田 周太郎	兼政 博	川口 英史	岸本 彦生
		北野 倫宏	清澄 邦夫	葛原 豊和	國弘 寿行	藏本 由紀夫	桑原 望	小松 宗介	酒井 達夫	坂本 恵次	貞政 秀典	下川 啓文	城 喬夫	鈴木 宏明	関谷 賴登	高木 祐造	高橋 章
		竹内 正明	種田 正實	田村 照人	塚原 明	友弘 忠利	中島 誠	中谷 隆雄	中司 敏明	中西 邦之	中村 明人	中村 元彦	中山 博之	西村 公大	羽嶋 秀一	馬場 龍美	原田 宏
		原田 昌一	桧垣 仙介	平山 順一	福田 和司	福田 貢	福山 秀道	藤井 勝政	藤井 孝造	藤井 秀夫	藤本 和雄	藤本 一美	藤本 宏司	堀田 佳典	松原 博幸	松村 秀樹	水野 俊仁
		光井 節彥	光浦 慎太郎	光谷 博	三戸 直樹	宮本 正俊	村重 浩三	安沢 徹矢	山本 貴司	好村 逸雄	吉本 俊雄	吉本 博信	脇 正典				
第2区 周南市	22	石田 丞治	石田 燐	上杉 勝一	梅田 矩孝	大石 茂信	河村 良一	木本 安信	佐伯 勝昭	佐田国芳人	多田 佳宣	田中 和男	田中 豊	俵 義紀	近間 義雄	近森 尚	富永幸二郎
		中村 忠勝	長弘 良坂	弘田 公	福山 康治	山本 正敬	芳村 芳彦										
第3区 下松市 光市	13	沖田 安秀	小澤 政一	金井 一成	河村 幸男	九内 博之	清水 知幸	田村 之保	西脇 万治	原田 智弘	原田 文治	松村 隆陣	萬徳 定男	宮本不二雄			
第4区 柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	13	浅海 努	菊本 治美	国清 幸雄	蔵重 守雄	鈴木 康平	鈴木 昭治	榎木 彰	坪野 功	富田 靖生	中濱 泰生	藤麻 功	水中 好秋	村田 昭輔			

(合計124名)



組 織

(平成26年6月末現在)



役員一覧

(平成26年6月現在)

實山 梶
明輝 比治多
美勲 橋本理

常勤監事 石丸 一政
監事 忠惠 武雄
監事 重枝 元次
監事(員外) 脇村 博夫

店舗一覧 (平成26年6月末現在)

本 部	防府市天神1-12-18							
総務部	TEL (0835) 23-2324							
経理部	TEL (0835) 23-2325							
総合企画部	TEL (0835) 23-2332							
業務部	TEL (0835) 23-4060							
融資部	TEL (0835) 23-0330							
融資管理部	TEL (0835) 23-2326							
事務部	TEL (0835) 23-4031							
監査部	TEL (0835) 23-4097							
本 店	防府市天神1-12-18	TEL (0835) 23-2329						
柳井支店	柳井市中央2-7-31	TEL (0820) 22-3501						
平生支店	熊毛郡平生町大字平生町197-70	TEL (0820) 56-2148						
田布施支店	熊毛郡田布施町大字下田布施899-15	TEL (0820) 52-2105						
由宇支店	岩国市由宇町中央1-5-5	TEL (0827) 63-0857						
室積支店	光市室積3-7-28	TEL (0833) 78-0850						
上関支店	熊毛郡上関町大字長島573	TEL (0820) 62-0202						
橋本町支店	周南市橋本町1-72	TEL (0834) 31-6131						
岩国支店	岩国市室の木町1-1	TEL (0827) 22-3101						
周東珂支店	岩国市周東町下久原1151-1	TEL (0827) 84-2131						
南岩国支店			柳井南支店	TEL (0827) 32-2141				
徳山支店			徳山支店	TEL (0820) 22-2600				
富田支店			富田支店	TEL (0834) 31-2525				
福川支店			福川支店	TEL (0834) 62-3151				
遠石支店			遠石支店	TEL (0834) 62-2656				
月丘町支店			月丘町支店	TEL (0834) 31-0220				
宮市支店			宮市支店	TEL (0834) 31-1771				
三田尻支店			三田尻支店	TEL (0835) 23-2334				
中関支店			中関支店	TEL (0835) 23-2335				
問屋口支店			問屋口支店	TEL (0835) 23-2336				
防府駅前支店			防府駅前支店	TEL (0835) 23-2337				
牟礼支店			牟礼支店	TEL (0835) 23-2338				
華城支店			華城支店	TEL (0835) 23-2341				
大道支店			大道支店	TEL (0835) 23-2301				
下松支店			下松支店	TEL (0835) 32-2221				
光支店			光支店	TEL (0833) 41-0690				
栄町支店			栄町支店	TEL (0833) 41-0121				
				TEL (0833) 41-1567				

地区一覧

山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない。）、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡

自動機器設置状況

(単位：台)

	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月	26年3月
A T M	25	25	26	26	26	42	42
両替機	1	1	1	1	1	3	3

◎自動機コーナーは各店舗のほか、次の店舗外にも設置しております。

↑ 合併

- ・ゆめタウン柳井
- ・光ベスト (共同)
- ・パルティ・フジ柳井
- ・マックスバリュ浅江店 (共同)
- ・イオンタウン平生
- ・サンリブ下松
- ・ミスターマックス
- 柳井ショッピングセンター

一年の動き

平成25年4月	新入職員7名の入庫式を行いました。
平成25年4月	とうしんメディカルサポートローンの取扱いを開始致しました。
平成25年5月	「山口県しんきん合同ビジネスフェア2013」を県内の信用金庫合同で開催致しました。
平成25年6月	「信用金庫の日」地域貢献運動の一環として、職員による献血活動を実施致しました。
平成25年6月	サマーキャンペーン「懸賞付定期預金プラス1定期預金」の取扱いを開始致しました。
平成25年11月	合併1周年記念キャンペーンの取扱いを開始致しました。
平成26年1月	職域サポートサービスの取扱いを開始致しました。
平成26年3月	とうしん年金旅行「柳川・御花・杖立温泉」を実施致しました。

沿革

平成3年4月	柳井信用金庫（昭和25年5月設立）、徳山信用金庫（大正7年6月設立）、下松信用金庫（昭和23年12月設立）の3信用金庫が合併により新生「東山口信用金庫」として発足。 徳山支店、下松支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。 平生支店改築。
平成4年4月	預積金残高1,000億円達成。
平成4年8月	室積支店改築。
平成4年12月	富田支店、福川支店、光支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成5年11月	ATM祝日稼動開始。
平成7年1月	月丘町支店、栄町支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
平成7年4月	預積金残高1,100億円達成。
平成8年1月	遠石支店、徳山北支店が日本銀行歳入代理店の承認を受け、全店指定となる。
平成8年9月	徳山支店ほか8店舗が西日本建設業保証（株）の受託業務取扱店の承認をうけ、全店指定となる。
平成8年12月	パルティ・フジ出張所（ATM）開店。
平成9年2月	ロックショッピングタウン平生出張所（ATM）開店。
平成9年5月	下松支店改築。
平成9年11月	堀本忠男理事長就任、三島元理事長相談役就任。
平成10年1月	本部にLANシステム導入。
平成10年4月	サンリブ下松出張所（ATM）開店。
平成10年8月	郵貯ATMとの相互接続取扱開始。
平成10年10月	ハイパーモールメルクス柳井出張所（ATM）開店。
平成11年3月	全国のしんきんATM平日、土曜日（～14:00）のご利用手数料無料の「しんきんZERO（ゼロ）ネットサービス」を開始する。
平成11年4月	設立10周年を迎える。
平成12年12月	朝日監査法人（現、有限責任あづき監査法人）と監査契約を締結する。
平成13年4月	山口県下10金庫と山口銀行がATM平日、土曜日（～14:00）ご利用手数料無料「YS.ネットサービス」を開始する。
平成13年7月	個人向けインターネットキャッシングの取扱いを開始。
平成13年10月	個人向け国債の募集の取扱いを開始。
平成15年4月	IY銀行とATMの提携を開始する。
平成15年6月	マックスバリュ田布施出張所（ATM）開店。
平成15年7月	法人向けインターネットキャッシングの取扱いを開始。
平成15年9月	<とうしん経営塾>（柳井地区）を発足。
平成16年1月	由宇支店改築。
平成18年3月	柳井南支店開設。
平成19年3月	児玉正史理事長就任、堀本前理事長非常勤相談役就任。
平成21年4月	設立20周年を迎える。
平成22年6月	防府信用金庫との対等合併により、新生「東山口信用金庫」として新たにスタート。
平成23年4月	嶋本博理事長就任。
平成24年11月	
平成24年11月	

事業概況

当金庫はコンプライアンスとリスク管理を重視した業務運営を基本として、地域の皆様との絆を深め、信頼・信用・期待に応えられる金融機関として、預金・貸出金の増強を図り、収益力の強化に取組んで参ります。

●預 金

平成25年度は、安定した年金振込資金により流動性預金は増加したもの、定期性預金が減少したことから、預金は前期比13億円減少し、期末残高は2,073億円となりました。

●貸出金

営業地域内の中小企業への融資や地公体向け融資、金融機関向け融資の取組み等を積極的に推進したものの、期末残高は928億円と前期比18億円の減少となりました。

●有価証券

新規投資においては安全性を重視し、国債、地方債、社債等債券を主体として購入引受を行いました。一方、満期償還や、金利低下局面で債券の売却を実施した結果、期末残高は前期比38億円増加し554億円となりました。

●損 益

金融機関の本来業務での収益力を示す業務純益は327百万円となり、長期金利の低下による貸出金利息収入の減少等があったものの、経常利益398百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は385百万円となり、住民税等を考慮した結果362百万円の当期純利益となりました。

●出資金及び会員数

出資金の期末残高は814百万円となりました。また、会員数は21,635名となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	2,808,543 千円	2,592,979	2,651,585	3,017,897	3,719,976
経 常 利 益 (又は経常損失(△))	47,288 千円	△587,814	210,063	287,283	398,619
当 期 純 利 益 (又は当期純損失(△))	143,658 千円	△779,117	205,002	202,706	362,925
出 資 総 額	592 百万円	591	591	834	814
出 資 総 口 数	1,185 千口	1,182	1,182	1,669	1,629
純 資 産 額	4,248 百万円	3,435	3,656	7,950	8,220
総 資 産 額	128,844 百万円	129,948	130,127	220,442	218,980
預 金 積 金 残 高	121,538 百万円	123,944	124,322	208,764	207,381
貸 出 金 残 高	64,052 百万円	62,184	62,198	94,665	92,804
有 価 証 券 残 高	26,160 百万円	25,328	24,653	51,593	55,456
単 体 自 己 資 本 比 率	8.90 %	7.37	7.86	9.95	10.81
出 資 に 対 す る 配 当 金 (出資1口当たり)	20 円	20	20	20	20
役 員 員 数	12 人	12	12	17	14
うち常勤役員数	6 人	6	6	10	8
職 員 員 数	191 人	186	183	276	266
会 員 数	13,336 人	13,228	13,118	21,807	21,635

合併
↓



法令等遵守

当金庫は、地域金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、金庫の経営の健全性を高め、お客様より一層信頼される金融機関となるために、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備と強化に努めています。

● 法令等遵守体制

当金庫ではコンプライアンスを推進・実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年作成し、またコンプライアンスを実現するための具体的な手引書となるコンプライアンス・マニュアルを策定し、研修等により役職員に内容の周知を図っています。

平成11年には、法令や社会的規範を遵守し、金庫経営に万全を期すことを目的として倫理憲章（平成18年4月に「行動綱領」に改正）を制定いたしました。業務を遂行するに当たって遵守すべき法律・規則はもとより、倫理や社会的規範について役職員一人ひとりの意識向上につとめ、法令等遵守の浸透、徹底を図っています。

行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

（従業員の人権の尊重等）

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

（環境問題への取組み）

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

（社会貢献活動への取組み）

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

（反社会的勢力との関係遮断）

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●内部統制システム構築に関する整備事項について

当金庫では、業務の適正を確保するための体制等として、以下の8項目の整備事項を理事会で定め、実践しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

●金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は7ページ参照）または総合企画部（電話：0835-23-2332）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部」にお尋ねください。



リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展並びにコンピュータ技術の著しい進歩等により、金融業務の多様化・高度化が進展し、金融機関を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化してきています。このような中にあって各種リスクを正確に把握・分析し、コントロールしながら経営の健全性を確保し、安定した業務運営を行っていくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、統合的なリスク管理態勢の構築を目指し、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスクを受容可能な水準に収め、「健全性の維持」と「収益力の強化」相互にバランスのとれた経営に取組んでおります。

●リスク管理体制

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し当金庫が損失を被るリスクのことで、貸出資産の健全性を維持するため、小口多数化によるリスク分散や与信業務の基本指針等を明示した「クレジットポリシー」の遵守など、信用リスク管理の厳正化に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当金庫は「ALM委員会」を設置し、経済、金利の見通しなどを検討するなど資産・負債の総合管理に努めております。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクからなり、市場流動性リスクとは、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことで、当金庫では、日次、週次、月次で資金繰り管理表を作成し、適切な資金管理に努めております。
オペレーションル・リスク	オペレーションル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスクで、当金庫は次の6つのリスクと定義しております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことで、監査部による定期監査や事務部による臨店事務指導などによって事務水準の向上、事務処理の適正化に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクのことで、当金庫は被災に備えてバックアップ体制を整備している一般社団法人しんきん共同システム運営機構西日本センターのシステム利用や「 contingency plan (コンピュータシステムの災害等の緊急時対応計画要綱)」の作成など万一の際の態勢強化に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を被るリスクで、当金庫は法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が生じるリスクで、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる情報の収集・分析など、適切な管理に努めております。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害で、関連諸規程の整備及び適切な人事管理・人事運営に努めております。
有形固定資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことで、管理体制や連絡態勢の整備に努めております。



定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	814百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の機関を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただきた上でご契約いただく等、適切な取扱に努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、また保証には、信用保証協会保証、政府関係機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。



●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算定された価格による評価を実施しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・格付投資情報センター
- ・スタンダード&プアーズ

- ・日本格付研究所
- ・ムーディーズ

●オペレーション・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なり스크の分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、シミュレーションによる収益への影響度、更には新商品等の導入による影響など、定期的に計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法 金利ラダー方式

・コア預金 対象：流動性預金全般（普通預金、貯蓄預金等）
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額、
以上3つのうち最小の額を上限
満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）



定量的開示事項

●自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出 資 金	834
うち 非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—
資 本 準 備 金	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—
利 益 準 備 金	854
特 別 積 立 金	5,200
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	83
そ の 他	—
処 分 未 溝 持 分	△ 0
自 己 優 先 出 資	△ —
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—
営 業 権 相 当 額	△ —
の れ ん 相 当 額	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —
基 本 的 項 目 (A)	6,972
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	152
一 般 貸 倒 引 当 金	818
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—
負 債 性 資 本 調 達 手 段	—
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	—
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ 341
補 完 的 項 目 (B)	628
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] (C)	7,601
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	1,272
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の	200
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資	600
並 び に こ れ ら に 準 ず る も の	—
非 同 時 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ギ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 工 ク ス ポ ジ ャ イ ー 及 び 信 用 补 完 機能 を 持 つ I/O スト リ ッ プス (告 示 第 247 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む 。)	—
控 除 項 目 不 算 入 額	△ 1,260
控 除 項 目 計 (D)	12
自 己 資 本 額 [(C) - (D)] (E)	7,589
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目)	69,559
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	572
オ ペ レ シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	6,078
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	—
オ ペ レ シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額	—
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	76,210
单 体 T i e r 1 比 率 (A / F)	9.14%
单 体 自 己 資 本 比 率 (E / F)	9.95%

●自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,283	
うち、出資金及び資本剰余金の額	814	
うち、利益剰余金の額	6,501	
うち、外部流出予定額（△）	32	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	636	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	636	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	152	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	8,072	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	23
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	23
緑延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	—	
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）(ハ)	8,072	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	68,914	
資産（オン・バランス）項目	68,497	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,288	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外）に係るものの額	23	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、緑延税金資産に係るものの額	—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,650	
うち、上記以外に該当するものの額	338	
オフ・バランス項目	414	
CVA リスク相当額を8%で除して得た額	0	
中央清算機関間連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	2	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,733	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	74,648	
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	10.81%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

平成24年度については、自己資本比率規制の一部を弹性化する特例（平成24年金融庁告示第56号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、平成24年度において控除すべき「その他有価証券の評価差損」は発生しておりません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	70,131	2,805	68,914	2,756
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	69,521	2,780	70,027	2,801
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	79	3	149	5
我が国の政府関係機関向け	252	10	326	13
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,966	758	16,994	679
法人等向け	13,701	548	14,169	566
中小企業等向け及び個人向け	19,293	771	18,822	752
抵当権付住宅ローン	4,490	179	4,400	176
不動産取得等事業向け	6,190	247	6,596	263
3ヵ月以上延滞等	1,134	45	865	34
取立未済手形	3	0	3	0
信用保証協会等による保証付	542	21	564	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,078	43	646	25
出資等のエクスポージャー			646	25
重要な出資のエクspoージャー			—	—
上記以外	3,788	151	6,488	259
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー			2,750	110
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー			733	29
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			—	—
上記以外のエクspoージャー			3,003	120
②証券化エクspoージャー	350	14	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	350	14	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	260	10	196	7
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			338	13
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額			△ 1,650	△ 66
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			0	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー			2	0
口. オペレーションル・リスク	6,078	243	5,733	229
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+口）	76,210	3,048	74,648	2,985

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

<オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%



自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（証券化工エクスポートを除く）

■信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポート区分	信用リスクエクスポート期末残高									3ヶ月以上延滞エクスポート
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		平成24年度		平成25年度	
地域区分	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 内	218,272	218,542	95,550	93,512	46,805	51,529	—	—	1,645	1,248
国 外	3,344	2,208	—	—	3,338	1,699	—	—	—	—
地 域 別 合 計	221,617	220,751	95,550	93,512	50,144	53,228	—	—	1,645	1,248
製 造 業	7,549	7,750	5,966	5,737	1,479	1,908	—	—	191	114
農 業、林 業	124	113	124	113	—	—	—	—	—	—
漁 業	97	77	97	77	—	—	—	—	21	20
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	29	37	29	37	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9,632	8,990	9,632	8,890	—	99	—	—	251	199
電 气・ガス・熱供給・水道業	1,805	1,883	102	278	1,699	1,601	—	—	—	—
情 報 通 信 業	208	214	99	104	100	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	4,731	4,275	4,428	3,967	292	297	—	—	0	15
卸 売 業、小 売 業	8,766	8,544	8,366	7,940	200	502	—	—	306	220
金 融 業、保 険 業	93,486	88,038	8,004	9,840	16,138	12,799	—	—	—	—
不 動 産 業	9,856	10,063	9,843	8,939	—	700	—	—	406	344
物 品 貸 貸 業	759	915	155	312	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス	785	781	785	781	—	—	—	—	4	5
宿 泊 業	327	313	327	313	—	—	—	—	11	11
飲 食 業	2,145	1,991	2,145	1,991	—	—	—	—	162	110
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 樂 業	4,055	3,674	4,048	3,667	—	—	—	—	33	24
教 育、学 習 支 援 業	476	506	476	506	—	—	—	—	32	32
医 療、福 祉	5,965	6,858	5,965	6,858	—	—	—	—	17	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,359	2,410	2,359	2,410	—	—	—	—	21	19
国・地方公共団体等	37,631	43,411	6,726	5,876	30,234	35,219	—	—	—	—
個 人	25,863	24,865	25,863	24,865	—	—	—	—	184	130
そ の 他	4,957	5,032	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	221,617	220,751	95,550	93,512	50,144	53,228	—	—	1,645	1,248
1 年 以 下	38,417	46,456	12,879	12,201	4,284	3,696	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	59,167	49,571	8,171	10,471	9,285	10,850	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	24,632	17,403	12,657	9,717	10,975	6,341	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	12,892	13,140	9,628	8,890	3,263	3,899	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	28,794	38,817	10,613	10,970	12,980	20,345	—	—		
1 0 年 超	49,499	47,994	40,144	39,899	9,354	8,094	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の	7,452	6,645	693	640	—	—	—	—		
そ の 他	761	721	761	721	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	221,617	220,751	95,550	93,512	50,144	53,228	—	—		

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
 3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポートです。
 4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクスポートです。具体的には代理貸付等です。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポートは含まれておらずません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額			期末残高				
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製造業	122	157	277	45	81	122	161	35	157	45	—	36
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、沙利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	197	203	251	212	45	7	200	196	203	212	4	12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	69	—	—	—	—	—	69	—	—
運輸業、郵便業	0	665	1,730	650	367	0	698	665	665	650	—	25
卸売業	155	58	61	67	107	13	51	44	58	67	1	6
小売業	178	169	212	173	45	9	176	159	169	173	10	14
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	218	254	316	256	52	13	227	241	254	256	2	—
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	2
宿泊業	3	3	3	3	0	0	3	2	3	3	—	—
飲食業	100	128	250	130	88	7	134	120	128	130	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	327	331	334	332	0	0	329	330	331	332	—	6
教育、学習支援業	—	17	31	17	—	—	14	17	17	17	—	—
医療、福祉	11	14	14	14	—	—	11	14	14	14	—	—
その他のサービス	6	4	4	4	0	0	6	4	4	4	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	60	72	111	69	29	0	70	72	72	69	6	12
合計	1,383	2,082	3,602	2,047	818	176	2,085	1,905	2,082	2,047	28	120

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 事業別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	37,653	—	41,813
10 %	—	7,076	—	8,557
20 %	1,996	90,347	799	84,990
35 %	—	12,987	—	12,722
50 %	2,910	583	5,220	589
70 %	—	200	—	100
75 %	—	38,982	—	37,801
100 %	676	27,740	402	27,421
120 %	—	100	—	100
150 %	—	362	—	231
250 %	—	—	—	—
1,250 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,582	216,034	6,422	214,329

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。



自己資本の充実の状況等

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー	2,264	2,204	8,336	9,404	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化工クスポートジャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合
該当ございません。

ロ. 投資家の場合

- ①保有する証券化工クスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
a. 証券化工クスポートジャー（再証券化工クスポートジャーを除く）

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工クスポートジャーの額	700	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iv) その他	700	—	—	—

- b. 再証券化工クスポートジャー
該当ございません。

- ②保有する証券化工クスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本額等
a. 証券化工クスポートジャー（再証券化工クスポートジャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポートジャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	700	—	—	—	14	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iv) その他	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポートジャー残高×リスク・ウェイト×4%

- b. 再証券化工クスポートジャー
該当ございません。

- ③保有する再証券化工クスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

- ④証券化工クスポートジャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	65	65	215	215
非上場株式等	1,097	1,097	1,224	1,224
合計	1,163	1,163	1,439	1,439

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	20	7
売却損	—	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	67	54

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	767	978

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。



●地域貢献

地域社会活性化のお手伝いとして、金融面にとどまらず文化的・社会的活動にも積極的に取組み、地域との結びつきを大切にしています。

地域行事への参加

- ・防府天満宮御神幸祭、柳井まつり、徳山夏まつり等の地域の行事に参加



防府天満宮御神幸祭



柳井まつり

環境への取組み

- ・新入職員による駅前清掃活動を実施



新入職員による駅前清掃

福祉活動

- ・当金庫役職員のほか、一般の方々にもご協力を得て、献血活動を実施



信用金庫の日献血活動

文化活動

- ・各営業店のロビーで、イベントや地元の方々の様々な作品展を開催



徳山支店ロビー展



牟礼支店ロビー展

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は地域に根ざした協同組織の地域金融機関として、「円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興および地域住民の生活向上に寄与する」ことを経営理念とし、中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に資金供給するとともに、地元企業の育成、振興を幅広く支援する取組みを継続・実践してまいります。

平成25年3月31日に「中小企業金融円滑化法」の期限が到来しましたが、当金庫はこれまでと同様にコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様の経営相談・経営改善に関するきめ細かな経営改善支援に取組むとともに、外部専門家や外部機関等との連携を図り、お客様の事業拡大や経営改善等に向けた取組みを最大限支援し、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的とした「金融円滑化管理規程」を制定しています。

組織体制として、金融円滑化管理全般を統括するため金融円滑化管理部門（融資部・融資管理部）を設け、金融円滑化管理責任者を融資部長とし、営業店においては、店長を金融円滑化対応責任者、営業担当役席を金融円滑化対応相談窓口の責任者としています。

取引先企業の立場に立った最適なソリューションを提案するため、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図っています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

- ①中小企業経営力強化支援法に基づく、経営革新等支援機関の認定（以下、認定支援機関とする）を受け、創業補助金等の対応を行っています。
- ②創業支援専用商品の「とうしんサポートローン」や山口県中小企業制度融資である起業化支援資金などを活用して、創業および新分野へ進出される方の支援を行っています。
- ③防府市と創業支援個別協定を締結し、地場産業の維持や雇用の拡大の実績を図っています。
- ④協調融資など創業者のニーズにワンストップで対応するため、日本政策金融公庫と創業分野の連携を行っています。

【取組実績】

実績	主な取組み商品	25年度実績		26年3月末 残高	
		件数	金額	件数	金額
	創業（起業化）・新事業支援融資	4 件	10百万円	43件	150百万円

(2) 成長段階における支援

- ①「山口県しんきん合同ビジネスフェア」を開催し、企業展示コーナーによるフリー商談会やバイヤーとの個別商談会を行い、取引先企業の販路拡大・業容の拡大に向けた支援を行っています。
平成25年度開催分 成約件数 4 件
- ②不動産担保・個人保証に過度に依存しない事業性融資商品として「ステップ」、「ジャンプアップ」及び「これ・ええねえー」の推進を図っています。

【取組実績】

実 績	主な取組み商品	25年度実績		26年3月末残高	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
	事業者カードローン ステップ	41件	190百万円	90件	297百万円
	無担保・無保証ローン ジャンプアップ	3件	13百万円	9件	37百万円
	無担保・無保証ローン これ・ええねー	12件	24百万円	52件	62百万円

(3) 経営改善・事業再生等の支援

- ①認定支援機関として、信用保証協会と連携して「経営力強化保証」を積極的に活用し、経営改善・事業再生に向けた資金供給を行っています。
- ②他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図り、経営改善・事業再生等の支援を行っています。
 - ・「山口県中小企業支援ネットワーク」を活用した取組み
 - ・「山口県中小企業再生支援協議会」との連携
 - ・「やまぐち産業振興財団」との連携
 - ・国土交通省の「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」の活用
 - ・経済産業省の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（ミラサポ）を活用した経営支援のサポート
 - ・経営コンサルタントや税理士など外部専門家を活用した経営改善支援

経営改善支援の取組み実績

【25年4月～26年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	25年4月～26年3月の取組み実績				経営改善 支援取組 み率	ランクア ップ率	再生計画 策定率
		α	β	γ	δ			
1,845	31	2	25	31	1.7%	6.5%	100.0%	

- (注)
- ・期初債務者数及び債務者区分は25年4月当初時点で整理。
 - ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・「 α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ 」には金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構へ東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

- ・経済交友会を開催し、企業経営者などを対象に景気動向等の情報を提供
- ・景気動向調査により、地元企業へのアンケートを行い、実態的な景気動向を調査・分析した上で、調査結果を企業へ還元することで、経営上の問題点や事業のヒントになる情報を提供



資料編

貸借対照表	27~31
損益計算書	32
剰余金処分計算書	33
会計監査人による監査	33
財務諸表の適正性等の確認	33
営業報告	34
リスク管理債権	38
主な事業内容	44

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成26年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,112	2,296
預け金	67,783	63,114
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1,100	1,000
金銭の信託	1,693	2,793
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	51,593	55,456
国債	20,551	19,510
地方債	5,186	8,421
短期社債	—	—
社債	22,033	24,468
株式	53	53
その他の証券	3,767	3,001
貸出金	94,665	92,804
割引手形	1,098	1,061
手形貸付	5,981	6,030
証書貸付	84,104	82,497
当座貸越	3,481	3,214
外国為替		
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	1,262	1,213
未決済為替貸	17	19
信金中金出資金	681	681
前払費用	9	6
未収収益	402	352
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	151	153
有形固定資産	2,347	2,363
建物	975	937
土地	1,094	1,144
リース資産	86	97
建設仮勘定	—	27
その他の有形固定資産	190	156
無形固定資産	31	23
ソフトウェア	28	20
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	3	3
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	761	605
貸倒引当金	△2,909	△2,693
(うち個別貸倒引当金)	(△2,091)	(△2,056)
資産の部合計	220,442	218,980

(単位：百万円)

科 目	第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成26年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	208,764	207,381
当座預金	1,866	1,683
普通預金	65,337	67,377
貯蓄預金	772	699
通知預金	101	136
定期預金	130,523	127,555
定期積金	9,454	8,772
その他の預金	709	1,155
譲渡性預金	—	—
借用金	1,018	946
借入金	1,018	946
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	1,004	1,048
未決済為替借	68	50
未払費用	324	325
給付補填備金	33	27
未払法人税等	1	1
前受収益	52	94
払戻未済金	11	20
払戻未済持分	7	2
職員預り金	357	364
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	86	97
資産除去債務	20	21
その他の負債	39	43
賞与引当金	107	107
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	257	183
役員退職慰労引当金	170	92
睡眠預金払戻損失引当金	8	8
偶発損失引当金	28	30
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	269	254
再評価に係る繰延税金負債	100	100
債務保証	761	605
負債の部合計	212,491	210,759
(純資産の部)		
出資金	834	814
普通出資金	834	814
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	6,171	6,501
利益準備金	854	854
その他利益剰余金	5,316	5,646
特別積立金	5,400	5,200
(体質強化積立金)	(120)	(—)
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△83	446
処分未済持分	△0	△0
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	7,005	7,315
その他有価証券評価差額金	707	667
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	237	237
評価・換算差額等合計	944	905
純資産の部合計	7,950	8,220
負債及び純資産の部合計	220,442	218,980

●貸借対照表に関する注記（第23期 平成25年度）

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 4.有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 2年～50年 その他 2年～45年
- 5.無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 6.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。ただし、内航海運業のその他要注意先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船齢、返済実績などを考慮して必要と認める額を計上しており、その金額は445百万円であります。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、當業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立て見込額として債権額から直接減額しております。その金額は2341百万円であります。
- 8.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び數理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体会員の直近の積立状況及び制度全体会員の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体会員の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,698,432百万円 |
| 差引額 | △222,153百万円 |
- ②制度全体会員に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月31日現在） 0.2169%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該債権に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 12.偶發損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 13.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 14.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 15.有形固定資産の減価償却累計額3,457百万円
- 16.貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預金支払機、電話設備、端末機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 17.貸出金のうち、破綻先債権額は246百万円、延滞債権額は4,441百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出以外の貸出金であります。
- 18.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は63百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 19.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は558百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 20.破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,310百万円であります。
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の額度であります。
- 21.ローン・パートイシベーションで、「ローン・パートイシベーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したもののとして会計処理した貸出金の元本の事業年度未残高の額度は、138百万円であります。
- 22.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,061百万円であります。
- 23.担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
- | | |
|------|----------|
| 有価証券 | 102百万円 |
| 預け金 | 1,000百万円 |
- 担保資産に對応する債務
- | | |
|-------------|--------|
| 別段預金（歳入代理店） | 69百万円 |
| 借用金 | 946百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,507百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金3百万円が含まれております。
- 24.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年12月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布法律第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 308百万円
- 25.出資1口当たりの純資産額5,046円38銭
- 26.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流动性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及び融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣による重点管理先会議、常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理規程及び市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii) 为替リスクの管理

当金庫は為替の変動リスクに関して、市場リスク管理要領に基づき管理しております。
価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVアールにより計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVアールは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成26年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,883百万円であります。

ただし、Vアールは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	63,114	63,320	205
(2) 買入金銭債権	1,000	1,001	1
(3) 金銭の信託	2,793	2,794	0
(4) 有価証券	55,401	55,815	414
満期保有目的の債券	10,688	11,102	414
その他の有価証券	44,712	44,712	—
(5) 貸出金（＊1）	92,804		
貸倒引当金（＊2）	△2,684		
	90,120	92,529	2,409
金融資産計	212,430	215,460	3,030
(1) 預金積金	207,381	207,820	439
(2) 借用金	946	989	43
金融負債計	208,327	208,809	482

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 満期純懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、実質金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債
(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借用金

定期の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	53
組合出資金（＊2）	1
合計	55

（＊1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊）	28,914	26,850	7,350	—
買入金銭債権	600	400	—	—
金銭の信託	2,793	—		
有価証券	3,692	17,090	24,176	7,900
満期保有目的の債券	792	2,086	2,199	5,600
その他の有価証券のうち満期があるもの	2,900	15,004	21,977	2,300
貸出金（＊）	17,685	30,103	17,184	22,182
合計	53,684	74,443	48,710	30,082

（＊）預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等、償還予定額が見込みのもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	172,236	34,046	330	768
借用金	72	288	306	280
合計	172,308	34,334	636	1,048

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,715	3,961	246
	地方債	1,745	1,773	28
	社債	3,547	3,652	105
	その他	1,599	1,651	52
	小計	10,607	11,039	431
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	480	477	△2
	社債	—	—	—
	その他	600	587	△12
	小計	1,080	1,065	△15
合 計		11,688	12,104	416

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	40,984	40,107	877
	国債	15,795	15,327	467
	地方債	5,967	5,841	125
	社債	19,221	18,938	283
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,271	1,199	71
	小計	42,255	41,307	948
	株式	—	—	—
	債券	1,927	1,933	△5
	国債	—	—	—
合 計	地方債	228	229	△0
	社債	1,698	1,703	△5
	その他	529	550	△21
	小計	2,457	2,483	△26
	合 計	44,712	43,790	922

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	3,313	69	1
国債	3,140	69	0
地方債	—	—	—
社債	173	—	0
その他	61	7	0
合計	3,375	77	2

30. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます）しております。

当事業年度における減損処理は、該当ございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

31. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,493	—

32. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの（百万円）	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの（百万円）
満期保有目的の金銭の信託	300	300	0	0	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,743百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,972百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	659百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	407百万円
繰越欠損金	1,133百万円
退職給付引当金	50百万円
減価償却損金算入限度超過額	71百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	2,451百万円
評価性引当額	△2,451百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	254百万円
繰延税金負債合計	254百万円
繰延税金負債の純額	254百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.39%から27.61%となります。

35. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
経常収益	3,017,897	3,719,976
資金運用収益	2,377,173	3,082,270
貸出金利息	1,748,222	2,124,934
預け金利息	267,729	325,015
買入手形利息	—	—
ゴールローン利息	—	—
實現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	343,266	607,521
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	17,954	24,798
役務取引等収益	200,646	245,755
受入為替手数料	94,927	123,350
その他の役務収益	105,718	122,405
その他業務収益	242,137	129,267
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	218,653	69,539
国債等債券償還益	—	38,010
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	23,484	21,718
その他経常収益	197,939	262,683
貸倒引当金戻入益	97,605	39,669
償却債権取立益	50,750	142,180
株式等先却益	20,640	7,681
金銭の信託運用益	10,496	55,956
その他の経常収益	18,446	17,196
経常費用	2,730,614	3,321,356
資金調達費用	198,723	230,595
預金利息	168,222	190,603
給付補填備金繰入額	15,462	19,747
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	11,564	16,618
売渡手形利息	—	—
ゴールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	3,473	3,625
役務取引等費用	190,892	228,342
支払為替手数料	31,156	40,510
その他の役務費用	159,735	187,832
その他業務費用	12,785	13,679
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	111	1,387
国債等債券償還損	12,297	11,920
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	376	371
経費	2,224,231	2,681,072
人件費	1,419,544	1,730,658
物販費	771,569	904,394
税金	33,118	46,018
その他経常費用	103,980	167,667
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	28,786	120,038
株式等先却損	—	756
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他の資産償却	6,268	566
その他の経常費用	68,925	46,306
経常利益（又は経常損失）	287,283	398,619
特別利益	3,732	—
固定資産処分益	3,732	—
負のれん発生益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	84,105	13,156
固定資産処分損	34,469	2,495
減損損失	—	10,661
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	49,636	—
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	206,909	385,462
法人税、住民税及び事業税	4,203	22,537
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	4,203	22,537
当期純利益（又は当期純損失）	202,706	362,925
繰越金（当期期首残高）	86,930	83,362
合併収入未処理損失金	372,954	—
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	△83,318	446,288

●損益計算書に関する注記（第23期 平成25年度）

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額219円55銭
 3. その他の経常費用には、責任共有制度負担金35,008千円を含んでおります。
 4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
岩国市内	営業用店舗 1ヵ店	土地	10,661千円

営業用店舗については、営業店（相互補完性のある営業店グループは当該グループ単位）毎に継続的な取扱を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。

収益性の低下によるキャッシュフローの減少及び継続的な地価の下落等により、営業店1ヵ店の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。当該損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額（「固定資産評価額」等に基づき算出）であります。

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
当期未処分剰余金（又は当期末処理損失金）	△ 83,318,066	446,288,255
積立金取崩額	200,000,000	—
剰余金処分額	33,319,520	132,594,756
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年 4 %) 33,319,520	(年 4 %) 32,594,756
優先出資に対する配当金	(年 - %) —	(年 - %) —
事業の利用分量に対する配当金	(-円につき-円の割) —	(-円につき-円の割) —
特別積立金	—	100,000,000
繰越金（当期末残高）	83,362,414	313,693,499

■ 会計監査人による監査

平成24年度及び平成25年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

■ 財務諸表の適正性等の確認

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月18日

東山口信用金庫

理事長  

●業務粗利益

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	2,180,090	2,854,334
資金運用収益	2,377,173	3,082,270
資金調達費用	197,083	227,936
役務取引等収支	9,753	17,412
役務取引等収益	200,646	245,755
役務取引等費用	190,892	228,342
その他の業務収支	229,351	115,588
その他業務収益	242,137	129,267
その他業務費用	12,785	13,679
業務粗利益	2,419,195	2,987,335
業務粗利益率	1.51%	1.38%

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用
 (平成24年度 1,639千円、平成25年度 2,659千円)
 を控除して表示しております。

$$2. \text{ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

●利益率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.17	0.18
総資産当期純利益率	0.12	0.16

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	159,692	215,980	2,377,173	3,082,270	1.48	1.42
うち貸出金	73,962	93,842	1,748,222	2,124,934	2.36	2.26
うち預け金	50,283	67,821	267,729	325,015	0.53	0.47
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	33,422	52,650	343,266	607,521	1.02	1.15
資金調達勘定	157,799	209,894	197,083	227,936	0.12	0.10
うち預金積金	158,259	211,214	183,685	210,351	0.11	0.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	675	977	11,564	16,618	1.71	1.70

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度 23百万円、平成25年度 66百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度 1,366百万円、平成25年度 2,659百万円)及び利息(平成24年度 1,639千円、平成25年度 2,659千円)をそれぞれ控除して表示しております。

●利鞘

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.48	1.42
資金調達原価率	1.50	1.37
総資金理鞘	-0.02	0.05

●受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	489,427	△251,535	237,892	803,292	△ 98,195	705,097
うち貸出金	291,885	△145,703	146,182	450,171	△ 73,459	376,711
うち預け金	56,769	△37,320	19,449	84,044	△ 26,758	57,286
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	96,707	△26,215	70,491	217,555	46,699	264,254
支 払 利 息	39,440	1,819	41,260	56,573	△ 25,721	30,852
うち預金積金	36,544	2,572	39,116	52,738	△ 26,072	26,665
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	3,001	△110	2,890	5,135	△ 81	5,054

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

●預金積金及び譲渡性預金平均残高(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
流動性預金	50,098	72,162
うち有利息預金	48,776	70,467
定期性預金	107,735	138,459
うち固定金利定期預金	100,422	128,549
うち変動金利定期預金	691	579
その他の	425	591
計	158,259	211,214
譲渡性預金	—	—
合計	158,259	211,214

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 賢蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
定期預金	130,523	127,555
固定金利定期預金	129,899	126,998
変動金利定期預金	614	548
その他の	9	9

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
手形貸付	5,461	6,078
証書貸付	64,902	83,517
当座貸越	2,829	3,282
割引手形	768	963
合計	73,962	93,842

●貸出金残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸出金	94,665	92,804
変動金利	44,463	41,940
固定金利	50,202	50,864

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	2,390	2,320
有価証券	92	198
動産	101	—
不動産	21,796	20,955
その他の	—	—
計	24,382	23,474
信用保証協会・信用保険	15,882	15,316
保証	21,504	20,908
信用	32,897	33,103
合計	94,665	92,804

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
当金庫預金積金	20	20
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	344	280
その他の	—	—
計	364	300
信用保証協会・信用保険	28	24
保証	16	11
信用	352	269
合計	761	605

●貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	42,123	44.50%	41,150	44.34%
運転資金	52,542	55.50%	51,653	55.66%
合計	94,665	100.00%	92,804	100.00%

●貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円)

業種区分	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	176	5,724	6.04%	160	5,502	5.92%
農業、林業	6	118	0.12%	7	107	0.11%
漁業	4	11	0.01%	5	12	0.01%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	28	0.02%	2	37	0.03%
建設業	482	8,359	8.83%	471	7,605	8.19%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	102	0.10%	3	277	0.29%
情報通信業	6	97	0.10%	6	102	0.10%
運輸業、郵便業	65	4,336	4.58%	59	3,887	4.18%
卸売業、小売業	463	7,805	8.24%	444	7,455	8.03%
金融業、保険業	27	7,894	8.33%	31	9,725	10.47%
不動産業	178	9,376	9.90%	177	8,575	9.23%
物品賃貸業	9	149	0.15%	9	308	0.33%
学術研究、専門・技術サービス業	43	566	0.59%	45	579	0.62%
宿泊業	17	311	0.32%	16	297	0.32%
飲食業	128	1,583	1.67%	133	1,492	1.60%
生活関連サービス業、娯楽業	86	3,527	3.72%	88	3,119	3.36%
教育、学習支援業	14	456	0.48%	14	488	0.52%
医療、福祉	51	5,697	6.01%	58	6,564	7.07%
その他のサービス	94	2,119	2.23%	97	2,181	2.35%
小計	1,852	58,268	61.55%	1,825	58,323	62.84%
地方公共団体	10	6,709	7.08%	9	5,868	6.32%
個人	8,493	29,687	31.36%	8,250	28,612	30.83%
合計	10,355	94,665	100.00%	10,084	92,804	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位：%)

	平成24年度		平成25年度		
	期末預貸率		45.34		44.75
期中平均預貸率			46.73		44.43

(注)
預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●貸出金償却

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	28,786	120,038

●貸倒引当金

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	その他の	
一般貸倒引当金	平成24年度	299	1,430	—	911
	平成25年度	818	636	—	818
個別貸倒引当金	平成24年度	1,393	3,611	818	2,095
	平成25年度	2,091	2,056	176	1,914
合 計	平成24年度	1,692	5,042	818	3,007
	平成25年度	2,909	2,693	176	2,733
					2,693

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区分	残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成24年度	327	249	100.00%
	平成25年度	246	195	100.00%
延滞債権	平成24年度	4,907	2,838	98.31%
	平成25年度	4,441	2,356	97.79%
3カ月以上延滞債権	平成24年度	31	26	88.10%
	平成25年度	63	47	77.14%
貸出条件緩和債権	平成24年度	177	49	42.57%
	平成25年度	558	68	18.26%
合 計	平成24年度	5,444	3,164	96.54%
	平成25年度	5,310	2,667	89.27%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（未取利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
金融再生法上の不良債権	平成24年度	5,550	5,361	3,252	2,109	96.60%
	平成25年度	5,412	4,843	2,760	2,082	89.48%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	1,667	1,667	1,283	384	100.00%
	平成25年度	1,309	1,309	977	332	100.00%
危険債権	平成24年度	3,673	3,590	1,892	1,698	97.75%
	平成25年度	3,480	3,382	1,667	1,714	97.18%
要管理債権	平成24年度	208	103	76	27	49.37%
	平成25年度	621	150	115	35	24.24%
正常債権	平成24年度	90,088				
	平成25年度	88,190				
合計	平成24年度	95,638				
	平成25年度	93,602				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取れができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●金融再生法に基づく開示債権と保全状況及びリスク管理債権との関係

(単位：百万円)
平成25年度

自己査定上の債務者区分	金融再生法上の開示債権 貸出金 その他	引当・保全状況	保全率	リスク管理債権 貸出金
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,309	担保・保証等 977 引当額 332	100%	破綻先債権 246
実質破綻先	危険債権 3,480	担保・保証等 1,667 引当額 1,714	97.18%	延滞債権 4,441
破綻懸念先	要管理債権 621	担保・保証等 115 引当額 35	24.24%	3ヶ月以上延滞債権 63 貸出条件緩和債権 558
要注意先				
正常先	正常債権 88,190			
総与信額 93,602		リスク管理債権 5,310		

※その他には、未収利息、仮払金、債務保証見返等が含まれています。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成24年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	200	2,152	4,657	1,819	5,315	6,407	—	20,551
地 方 債	—	1,156	—	102	3,422	506	—	5,186
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,097	6,054	6,341	929	4,412	1,196	—	22,033
株 式	—	—	—	—	—	—	53	53
外 国 証 券	1,000	—	99	500	277	1,461	—	3,339
その他の証券	—	—	—	—	—	—	428	428

平成25年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	1,108	2,477	1,899	1,694	6,287	6,043	—	19,510
地 方 債	191	908	302	612	5,907	500	—	8,421
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,406	7,252	4,120	1,316	7,971	1,400	—	24,468
株 式	—	—	—	—	—	—	53	53
外 国 証 券	—	299	99	400	580	300	—	1,680
その他の証券	—	—	369	—	516	—	436	1,321

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
国 債	10,674	19,179
地 方 債	3,274	6,898
短 期 社 債	—	—
社 債	17,065	23,241
株 式	40	53
外 国 証 券	2,212	2,550
そ の 他 の 証 券	155	726
合 計	33,422	52,650

●預証率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
期 末 預 証 率	24.71	26.74
期 中 平 均 預 証 率	21.11	24.92

(注)

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●有価証券時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,716	2,932	215	3,715	3,961	246
	地方債	1,817	1,862	45	1,745	1,773	28
	社債	4,277	4,401	124	3,547	3,652	105
	その他	2,161	2,234	73	1,599	1,651	52
	小計	10,972	11,430	458	10,607	11,039	431
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	480	477	△2
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,500	1,351	△148	600	587	△12
	小計	1,500	1,351	△148	1,080	1,065	△15
合計		12,472	12,782	310	11,688	12,104	416

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	37,089	36,123	965	40,984	40,107	877
	国債	16,835	16,263	572	15,795	15,327	467
	地方債	3,369	3,252	117	5,967	5,841	125
	社債	16,884	16,608	275	19,221	18,938	283
	その他	928	859	69	1,271	1,199	71
小計		38,018	36,983	1,034	42,255	41,307	948
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,871	1,906	△35	1,927	1,933	△5
	国債	999	1,000	△1	—	—	—
	地方債	—	—	—	228	229	△0
	社債	871	906	△34	1,698	1,703	△5
	その他	277	300	△22	529	550	△21
小計		2,148	2,206	△58	2,457	2,483	△26
合計		40,167	39,190	976	44,712	43,790	922

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
	非上場株式	53	53	53	53
	組合出資金	—	—	1	1
	合計	53	53	55	55

※「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ございません。

●金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
	993	—	—	2,493	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価	差額	平成24年度			平成25年度		
			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの
700	700	—	—	—	300	300	0	0

※「その他の金銭の信託」は、該当ございません。

●デリバティブ取引の状況

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ございません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企業年金制度を採用しております。
また、これとは別に総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成24年度	平成25年度
退職給付債務 (A)	1,728,853	1,710,754
年金資産 (B)	1,390,941	1,461,190
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	△120,398	△103,603
未認識数理計算上の差異 (E)	200,518	169,867
その他（会計基準変更時差異の未処理額）(F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	257,791	183,300

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区分	金額	
	平成24年度	平成25年度
勤務費用 (A)	148,447	180,418
利息費用 (B)	28,791	34,577
期待運用収益 (C)	△ 33,503	△ 32,687
過去勤務費用の費用処理額 (D)	△ 20,770	△ 16,794
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	41,402	17,710
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等）(G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	164,369	183,224

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要	
	平成24年度	平成25年度
(1) 割引率	2.00%	2.00%
(2) 長期期待運用收益率	2.91%	2.35%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	



役職員報酬体系

役職員報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規で定めております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	112

(注) 1. 対象役員に該当する理事は14名、監事は5名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」20百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



主な事業内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店
 - ・地方公共団体の公金収納代理業務
 - ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構等の代理業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 国債等公共債の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- 電子債権記録業に係る業務

■ご預金

商品名	特徴	お預入れ期間	お預入れ金額
当座預金	商取引に必要、便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金のお受取り、公共料金・各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。キャッシュカードをデビットカードとしてもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護される預金で、無利息、要求払い、決済サービス機能の3要件を備えた普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由で、しかも利息が有利な預金です。「10万円型」と「30万円型」の2種類からお選びください。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用にご利用ください。	措置期間 7日以上	10,000円以上
納税準備預金	国税、地方税納付のための納付準備専用預金です。	ご入金は自由 お引出しが納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利計算で有利な定期預金。個人の方のみご利用いただけます。	最長3年 (措置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期預金	1,000円以上、1ヶ月からの定期預金で自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円未満
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上
変動金利定期預金	お預入れ期間中、金利情勢に応じて6ヶ月毎に金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金運用手段としてより有利な定期預金です。金利は市場実勢を反映して決定されます。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
譲渡性預金(NCD)	大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期日前に譲渡することもできます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
一般財形預金	給与やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。財形住宅と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	マイホーム取得のための計画的な貯蓄です。財形年金と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上

●商品ご利用にあたっての留意事項

ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示しておりますのでご確認下さい。
新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合など、法令または金庫の方針に基づき、ご本人の確認等をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等のご提示が必要となります。



主要な事業の内容

■ ご融資

	お 使 い み ち	ご融資額	ご融資期間
住まいる いちばん プラス	住宅や宅地の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借替資金などにご利用いただけます。	100万円 ～6,000万円	35年以内
リフォームローン	住宅の増改築およびバリアフリー改築などにご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	20年以内
エコリフォーム ローン	太陽光発電システム、高効率給湯器、オール電化システムなどにご利用いただけます。	10万円 ～1,000万円	20年以内
無担保住宅借換 ローン	住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンなどの借換資金にご利用いただけます。	50万円 ～1,000万円	20年以内
リフォームプラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
リフォームリピート プラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
防府市水洗便所 改造成資金	防府市が指定した業者が工事を行う場合にご利用いただけます。	10万円 ～70万円	48ヶ月以内
とうしん カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	500万円以内	8年以内
SKY BANK カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	10万円 ～500万円	8年以内
カードローン 『大夢500』	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
小口カードローン 『雅』	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	20万円、30万円、 50万円	3年(自動更新)
しんきん カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	100万円以内	3年(自動更新)
とうしんきゃっする500	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	500万円以内	3年(自動更新)
カードローン 『大夢』	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	50万円以内	3年(自動更新)
カードローン 『大夢30』	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	30万円	3年(自動更新)
ポンポンポケット カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	10万円 ～300万円	1年(自動更新)
ビジネス 活カローン	運転資金にご利用いただけます。	50万円 ～1,000万円	5年
とうしん サポートローン	創業・新分野進出に係る運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
ハイブリッド・ ビジネスローン	運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業者カードローン 『ステップ』	事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	2年(自動更新不可)
とうしん中小企業家 活性化資金	運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金1,000万円以内 設備資金2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金原則10年以内
無担保・無保証ローン 『ジャンプアップ』	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	100万円 ～1,000万円	5年以内

●商品ご利用にあたっての留意事項について

各商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証を必要とする商品には融資利息のほかに別途保証料が必要となる商品がございます。お申込の際には、商品の内容をよくご理解いただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

※詳しくは窓口にてお問合せ下さい。

代 理 貸 付 次の各種機関の代理貸付をお取扱することにより融資機能の充実を図っております。
 (独)住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫・
 (独)中小企業基盤整備機構など



業務のご案内

■ その他の商品

純金積立	月々3,000円から気軽に純金の購入ができます。お引出しあは、現物・ご売却・金貨宝飾品との等価交換のいずれかを選択できます。
国債の窓口販売	個人向け国債の募集の取扱いをいたします。
火災保険	当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様に住宅火災保険をお取扱しております。
債務返済支援資金	病気やケガで働けなくなった期間、返済を支援する商品で、当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様がご利用いただけます。
傷害保険	事故によるケガなどを補償する商品をお取扱しております。
個人年金保険	ゆとりあるセカンドライフの資産形成に役立ちます。
終身保険	万一の時、大切な資産を確実に残すための商品をお取扱しております。
医療保険	病気・ケガにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。

■ 機能サービス

- 為替お振込・ご送金・手形・小切手のお取扱
- 各種自動支払
- 年金受取の取扱
- 給与振込の取扱
- 国庫金収納および地方公共団体の公金収納の取扱
- 国債等および保険の窓口販売の取扱
- 金販売の取扱
- 外国送金や外国通貨両替の取次
- 貸金庫の取扱
- 夜間金庫の取扱
- 株式払込み、配当金のお受取り
- 自動送金サービス
- 自動通知サービス
- 通帳自動集計サービス
- インターネットバンキングサービス（個人・法人）
- バンキングサービス（HB・FB）
- テレホンバンキングサービス
- キャッシングサービス
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワークを利用した収納サービス

● キャッシュカード（ATM）ご利用のご案内

ご利用カードの種類	平 日		土 曜 日		日曜・祝日	
	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料
とうしんカード 当庫以外の信用金庫のカード	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～19:00	108円 無料 108円	— 9:00～14:00 14:00～19:00	— 無料 108円	— 9:00～19:00	— 108円
山口銀行・北九州銀行のカード	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～19:00	108円 無料 108円	— 9:00～17:00	— 108円	— 9:00～17:00	— 108円
提携金融機関のカード	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～19:00	216円 108円 216円	— 9:00～17:00	— 216円	— 9:00～17:00	— 216円
ゆうちょカード	8:00～8:45 8:45～18:00 18:00～19:00	216円 108円 216円	— 9:00～14:00 14:00～17:00	— 108円 216円	— 9:00～17:00	— 216円

※振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

●主な為替手数料

種類		同一店内宛	本支店宛	他行宛
振込 (一件につき)	窓口利用	電信扱い 5万円未満	216円	324円
		5万円以上	432円	864円
		文書扱い 5万円未満	—	324円
		5万円以上	—	540円
		給与振込	無料	324円
	ATM利用	当金庫 5万円未満	無料	108円
		キャッシュカード 5万円以上	無料	216円
		現金 5万円未満	無料	108円
		5万円以上	216円	324円
		テレホンバンキング利用 5万円未満	無料	108円
	ホームバンキング利用	5万円以上	無料	324円
		5万円未満	無料	108円
		5万円以上	無料	324円
		インターネットバンキング利用 5万円未満	無料	324円
		5万円以上	無料	540円
	法人インターネットバンキング給与振込 ファームバンキング利用	法人インターネットバンキング給与振込 5万円未満	無料	324円
		5万円以上	無料	108円
		ファームバンキング利用 5万円未満	無料	324円
		5万円以上	無料	648円
		ファームバンキング給与振込	無料	324円
	為替自動振込 (定額自動送金)	5万円未満	無料	216円
		5万円以上	無料	432円

(注) 会員の方については、窓口振込手数料を優遇いたします。ただし、給与振込は除きます。

会員の方が同一店内宛に振込む場合は手数料を無料とします。ただし、現金でATM振込する場合は除きます。

視覚に障がいをお持ちの方が振込みをされる際、ATM操作が困難なため、窓口でお振込みをご希望される場合には、ATM利用の手数料と同額に引下げいたします。

種類		同一店内宛	本支店宛	他行宛
代金取扱手数料 (1通につき)	徳山・岩国・山口 手形交換所地域内	交換扱	216円	216円
	上記以外	普通扱	—	648円
		至急扱	—	864円

(注) 会員の方については、同一手形交換所地域内の代金取扱手形手数料を優遇いたします。

●バンキングサービス基本料

種類		手数料
個人インターネットバンキング	月額	無料
テレホンバンキング(個人の方)	月額	108円
ホームバンキング	月額	216円
法人インターネット・ファームバンキング(オンラインサービスのみ利用)	月額	1,080円
法人インターネット・ファームバンキング(データ伝送を併用の場合)	月額	2,160円

●融資関係手数料

種類		手数料
融資証明書発行手数料	1通	5,400円
支払利息証明書発行手数料	1通	540円
事業資金・アパートローン	返済条件変更	返済方法及び金利変更(手貸・債務保証を除く)
	一部繰上償還	手貸・商品土地販売に係る証貸を除く
	全部繰上償還	手貸・商品土地販売に係る証貸を除く
住宅ローン (有担保リフォームローン含む)	住宅ローン手 数料	全国保証(株) 保証
	上記以外	1件 32,400円
	返済条件変更	返済方法及び金利変更
	一部繰上償還	1件 5,400円
	全部繰上償還	1件 32,400円
消費者ローン (無担保リフォームローン含む)	住宅支援機構取扱手数料	1件 54,000円
	返済条件変更	1件 5,400円
	一部繰上償還	保証付提携ローン除く100万円以上 1件 5,400円
	全部繰上償還	保証付提携ローン除く100万円以上 1件 5,400円
	新規設定	1千万円未満 1件 16,200円
不動産担保調査 事務手数料	1千万円以上5千万円未満	1件 32,400円
	5千万円以上	1件 54,000円
	変更登記(追加・極度変更・順位変更等)	1件 16,200円
	一部抹消	商品土地販売時 1件 5,400円
	登記留保手数料	上記以外 1件 16,200円



●その他手数料

項目	単位	手数料
用紙交付代	当座小切手帳(署名鑑利用)	1冊50枚 648円(756円)
	約束手形帳(署名鑑利用)	1冊25枚 432円(540円)
	為替手形帳(署名鑑利用)	1冊25枚 432円(540円)
	自己宛	用紙1枚 540円
発行手数料	継続発行	324円
	残高証明書発行1通	540円
	当金庫所定用紙以外の証明書	1,080円
	キャッシュカード再発行	1枚 1,080円
	ローンカード再発行	1枚 1,080円
	通帳・証書再発行	1冊 1,080円
個人情報開示手数料	1通	1,080円
夜間金庫使用料	月額	2,160円

とうしん CD・ATM 営業時間一覧表

設置店舗名	入金	出金	振込	稼働時間	
				平日	土曜・日曜・祝日
防府市	●	●	●	8:00～19:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
柳井市	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	9:30～18:00	9:30～19:00
	●	●	●	9:00～19:00	9:00～19:00
	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
岩国市	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
熊毛郡	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	9:00～18:00	9:00～19:00
光市	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	9:00～19:00	9:00～17:00
	●	●	●	9:00～19:00	9:00～17:00
下松市	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	9:30～19:00	9:30～19:00
周南市	●	●	●	8:45～19:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	—
	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	●	●	●	8:45～18:00	—

※振込につきましては、平日15:00以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しています。

信用金庫の中央金融機関としての役割

■信用金庫の業務機能の補完

- ・信用金庫の顧客ニーズへの対応と競争力向上に役立つ金融商品サービスの提供
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の収益向上およびリスク管理態勢強化への支援

■信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界内のセーフティネット（経営力強化制度等）の適時・適切な運営
- ・信用金庫の経営分析・経営相談

■信用金庫経営力強化制度

全国の
信用金庫

経営分析制度
経営相談制度
資本増強制度

信金中央金庫

地域の皆様を
つなぐ力！

全国の信用金庫を
つなぐ力！

地域経済のパートナー

信用金庫

信用金庫業界は、
全国で267金庫、約7,500店舗の
巨大なネットワークを
造りあげています。

※上記計数は平成26年3月31日現在のものです。

信用金庫のセントラルバンク

信金中金

信金中金は、
すべての信用金庫と
堅い絆で結ばれています。

個別金融機関としての役割

■総合的な金融サービスを提供する金融機関

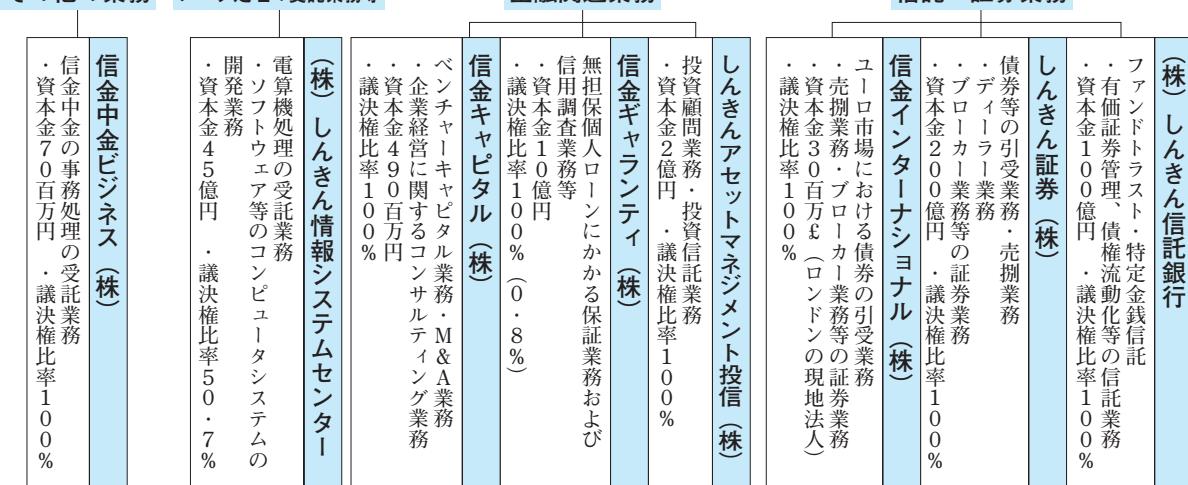
- ・金融機関の本来業務（預貸金業務、金融債発行業務、為替業務）
- ・金融機関の付随業務（公社債の引受け、私募債の取扱い等）や、子会社を通じた個人ローン保証等の業務および周辺業務（信託、証券、投資顧問、投資信託、ベンチャーキャピタル、M&A等）

■地域社会に貢献する金融機関

- ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出
- ・リレーションシップバンкиングの観点から、信用金庫とともに地域企業再生・地域活性化を支援

■わが国有数の機関投資家

信金中金グループ



（平成26年3月31日現在）

※「議決権比率」は本中金によるものであり、（ ）内は、子会社による間接所有の割合（内書き）であります。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示事項一覧

■単体ベースのディスクロージャー項目（信用金庫法施行規則第132条）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	6
①事業の組織	6
②理事・監事の氏名及び役職名	6
③事務所の名称及び所在地	7
2. 金庫の主要な事業の内容	44
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	9
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額	
⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	34～35
イ. 業務粗利益及び業務粗利润率	
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
二. 受取利息及び支払利息の増減	
ホ. 総資産経常利率	
ヘ. 総資産当期純利率	
②預金に関する指標	35
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	36～37
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
二. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	40
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
ロ. 有価証券の残存期間別残高	
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	
二. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	12
(2) 法令等遵守の体制	10
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	24～25
(4) 金融ADR制度への対応	11
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	27～33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	38
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	13～22
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	41
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
(6) 貸出金償却の額	38
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	33
6. 報酬等に関する事項にあって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	43
■連結（信用金庫法施行規則第133条）	該当ありません



<http://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/>
2014年ディスクロージャー 発行／平成26年7月